

行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会第6回会議（概要）について

- 1 日 時 平成21年6月17日（水）13：30～15：25
- 2 会 場 府公館 第5会議室
- 3 出席者 高木光委員（座長）、丘眞奈美委員、佐藤満委員、土山希美枝委員、
吉田秀子委員
高嶋政策企画部長、井上企画監、山田政策企画部副部長ほか
- 4 主な議論テーマ及び発言要旨

（議論テーマ）○第1回～第5回会議の議論を踏まえ
「行政運営の基本理念・原則となる条例（仮称）検討報告書」（中間報告案）について

（発言要旨）

（吉田委員）

- ・ 行政運営の基本的な方向性の中で、「政策形成や意思決定過程への参画を保障」とあるが、これには、行政情報の府民との共有についても意図されていると考えてよいのか。

（高木座長）

- ・ 府民の参画の前提として、情報の共有は当然のこととして認識されていると考えている。

（吉田委員）

- ・ 「効果的で効率的な施策」という表現について、効率的という視点だけが強まると、府民の期待に添わない場合や府民との関係において切り捨てることがあるといったイメージで捉えられることがあり得るのではないか。

（佐藤委員）

- ・ 効率的と同時に示されている効果的という表現には、そういった単なる経済的な面のみではない、受け手の立場も考えていくという視点が含まれているものと理解している。

（土山委員）

- ・ 考え方としては、質の高い、クオリティーのある施策ということだと思う。費用面では非効率でも、効果的な施策も存在しており、単に切るばかりではなく、府としてやるべきことをしっかりやるという、府民の視点からより効果的な施策を展開していくということではないか。

（吉田委員）

- ・ 府民の立場からは、決してお客さん扱いを求めているのではない。施策を進める上で、更にもうひとつ、一緒にやっていくといった視点が示されると、より府民の思いに近づくのではないか。

(土山委員)

- 基本的なことになるが、この条例は誰がつくるのか、誰を主体とする条例の位置づけになるのかということを確認する必要はないか。行政なのか、府民なのか、議会なのか、それによって条例に掲げる中身も変わってくることになる。

(高木座長)

- その点は、この条例の検討の当初から議論になっていたところである。府民等からの明確な制定の要請がない状況で、まず、行政サイドで検討を始めていこうというスタンスで今に至っており、ここは未だ明確になっていない。

(佐藤委員)

- 基本条例に関係する府民や行政等の主体については、等距離の位置づけだと認識している。検討の整理上も主語を特定しないということで、対象を広げているのは、そのためであると考えている。
- 先ず、行政側の知事や職員が率先して、行政運営のあり方を良くしていくために、こういう心がけでやっていきます。これに賛同して府民も関わってきてくれて、地域が良くなっていけばさらに理想とする京都府に近づいていくといったことで進めていけばよいのではないか。
- これから、地域へ出かけて行って、府民の方に説明したり、議会へ示していくのであれば、こういうスタンスを明確にしておく必要はあると思う。

(吉田委員)

- 多少青臭いかも知れないが、次世代の府民に向かって、府民や行政と一緒に、京都府の暮らしを守って、つなげていこうといった思いが共有できればと思う。

(丘 委員)

- 映画か何かの表現で、しあわせ感のある行政というフレーズがあったが、うまく捉えた表現だと思ったことがある。
- 京都の「和」というと少し抽象的で、受け手によっていろいろな解釈の仕方があるように感じる。どのように示したら、多くの方に、同じようにうまく伝わるのかと考えている。
- また、「新しい公共」のイメージといった場合には、京都の特徴のひとつに大学の集積があることから、お互いに育て合うイメージ、行政の担い手、府民の公的活動の担い手などを育てていくといったものを示すことができればよいのではないかと思う。

(土山委員)

- 「和」というのは、日本的な捉えようによっては、わきまえだとか、場を乱さないといったような、抑制的な意味合いが生じることも少なくない。

(佐藤委員)

- キャッチコピー的な、府民に向けて条例のイメージを発する言葉として使っているところだが、文化的な表現であり、定義として一言で表すのはなかなか難しい。
- 「新しい公共」にしても、今、自治における大きな論点、流れであることは異論のないところであるが、これも確固とした定義は明確にはなっていない。
- いずれも一言で表せないから、この言葉がずっと残っているのであって、もう少し府民の方等との意見交換等を踏まえるなどしながら、定義に適した表現を積み上げていくことが必要だと思う。

(高木座長)

- ・ 京都の価値的なものを条例にも打ち出すということなら、ビジョン懇話会の意見を取り込むような選択肢もあるだろう。

(吉田委員)

- ・ 府民の立場から見ると、案文の表現に、「上から目線」、行政が府民にしてあげるようなトーンが見受けられるので、府民との関わりのあり方を整理する上では、留意していくことが必要だと思う。

(高木座長)

- ・ 言葉には、知らず知らずのうちに内面の意識が出てきやすいので、表現については、見方を変えながら精査をしたい。

(協議・確認事項) ○条例検討に係る当面のスケジュールについて

(発言要旨)

(特になし)

京都府行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会第6回会議 議事録

平成21年6月17日（水）

府公館 第5会議室

内藤企画総務課長 ただいまから行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会の第6回目の委員会を開催させていただきます。

本日は、上村委員、太田委員、中山委員及び廣瀬委員につきましては、公務なり御事情により欠席でございますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは、議事のほうに入りたいと思います。議事につきましては高木座長にお願いしたいと思います。

高木座長 それでは、本日は、前回4月30日に開催しました後、2回の専門部会を開きまして、ある程度詰めた作業をいたしました。その結果をさらに事務局のほうでまとめていただいたものが本日の資料でございます。今回一区切りということで中間報告書の骨子について検討して、ここで一応これでよかろうということになりましたら、その後、府民交流会等を開きまして、そして9月下旬に第7回の会議を開いて、最終的な報告書をかためるという予定になっておりますので、本日はこれまでの議論を総括するというのがテーマでございます。

そこで、資料について若干時間もたっておりますので、事務局のほうから改めて少し詳しく御説明をいただいて、その後、項目ごとに確認をしていきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

内藤企画総務課長 それでは、条例の検討報告書、中間報告の案について御説明をさせていただきます。

本日の資料3を御覧いただけますでしょうか。先ほど座長から御説明いただきましたけれども、過去5回この委員会を開催させていただきまして、皆様から条例の基本的な方向性について御意見をいただいていたところであります。また、第5回の検討委員会終了後、高木座長、佐藤委員、土山委員のお三方を中心に集まっていたいただきまして、専門部会を2回開催させていただきました。そちらのほうで具体的な条例のあり方についてさらに検討を深めていただいたところであります。特に第2回目につきましては、吉田委員にも参加していただきまして、民間の団体等のあり方についてより詳細に検討させていただいたところであります。そうした検討を踏まえましてまとめてまいりましたのが資料3、中間報告案でございます。

中身につきまして御説明をさせていただきます。まず、この中間報告案につきましては2つの部分から構成されております。1つは、条例を制定する場合の意義と効果であります。もう1つは条例の方向性の検討ということで、コンセプトなり条例に盛り込む内容について記載をしております。

まず、1の意義・効果でございますが、1ページを御覧ください。これにつきましては3点について分類をさせていただきました。1つは、行政運営の基本的な方向性が明確化されるということであります。2点目は、府の役割や責務、それから市町村や民間団体等との関係の基本が明確化されるという点であります。3点目は、行政運営・自治に対する

意識の向上、改革・改善等のプロセスが生まれるという点であります。

まず、(1)の行政運営の基本的な方向性の明確化でありますけれども、地域の方向性を府民自身の意思で定めていくこと、それから政策形成や意思形成過程の参画を保障すること、そういったことを定めることにより、府民が合意した普遍的な理念、原則に従って行政運営・自治を進めるべきということであります。

2番目の府の役割、責務でありますけれども、市町村とか国などとの関係といったものを初め、民間活動等との連携・協働のあり方、そういったものを通して地方自治体としての府の役割・責務の方向性を明確化する。そうすることによって効果的で効率的な施策、行政サービスの向上が図れるということを上げております。また、二元代表制の一つであります知事が、その運営において住民参画や説明責任を果たす。そのことにより、府民の負託にこたえることができるということを上げております。

3点目ですが、まず条例制定過程において行政運営のあり方、これを府民と行政が一緒に考える。その過程で明らかにされた課題を共有する。そういったことによって、共に協働して取り組んでいくきっかけを作ることができるということを上げております。また、条例を制定した後についても、その条例に沿って行政運営・自治にかかわる主体が取り組み・実践を進めることによって、その取り組み・実践を見直し、また充実させていくプロセスが生まれる。そういったことを上げているところであります。

次に、2の条例の方向性の検討でありますけれども、これにつきましては2つに分けておりまして、1つ目は、基本条例のコンセプトであります。これは基本条例の性格とか、それを生かすためにはどういう特徴を盛り込むべきかというあたりを上げているところであります。2つ目は、条例に盛り込む内容を具体的に明記をさせていただいております。

まず、1ページ目の下にありますコンセプトでありますけれども、四角の中に囲んだところに条例全体の性格ということで上げさせていただいております。条例については、府民とともに目指す社会の姿を描く。それから、それに向かってあるべき行政の理念を掲げる。それを実行するための基本的な方向性の大枠を示す。そういった性格を持たせるべきものとしております。条例の形式については、従来他の府県等で定められてきた行政基本条例あるいは住民自治型の自治基本条例といった既存の形式は意識せずに、府民と合意できる内容について条例化するものであるということを上げております。

1ページの下から2ページにかけましては、こういった条例の性格を生かすためにどういった特徴を持たせるべきかということで議論いただいたものであります。8つの特徴を上げておりまして、1つは大きな枠組みを示すものという特徴であります。2つ目が普遍的な事項を規定するのだということであります。3つ目が新しい視点を盛り込むということで、ここでは2つ上げておりまして、1つはユニバーサルの視点ということであります。もう1つは京都の「和」とか共生の視点ということであります。こういったものを基本条例の基本理念とか基本原則に生かしてはどうかということであります。4つ目は参画・協働による新しい自治のあり方を示すものであるということであります。それから5つ目と6つ目は共通する部分があるわけですが、京都らしいイメージや表現、あるいは平易で明確な規定にするということを上げております。7つ目については、この条例自体が行政にかかわるすべての者が共有するという性格のものであることから、条例全体の主体とか主語は特に定めないということを上げております。8つ目は基本条例としての位置

付けをしっかりと示そうということを上げております。

続きまして2ページの下部分でありますけれども、基本条例に盛り込むべき内容というところで、項目を追って整理をしております。条文化をすれば大体こういった順番で展開していくのではないかとということを念頭に置きながら、順番を整理したものであります。これにつきましては、委員の皆さんの方向性が一致したものにつきましては、こういうふうに規定することが適当であるという表現を用いておりますし、また、そこまで議論が熟していないものにつきましては検討が必要であるといった表現にさせていただいております。

まず、前文につきましては、条例の基本的な姿勢とか考え方を示すものということで規定をすることが適当ということにしております。そこには条例を制定する背景でありますとか経過、課題を書くべきだ。あるいは京都府が目指す社会の姿として、3ページの上にありますような例えば府民一人ひとりが尊重されるとか、あるいはそれぞれの立場や条件に応じて自治やまちづくりに参画、貢献するとかといった内容、あるいは厳しい環境や弱い立場にある府民が置き去りにされないようにする。絆や結びつきによって多様性を受け入れ、お互いに支え合い共生する。そういった社会が目指すべき社会ではないかということを書いています。そのほかに前文に盛り込むべき内容といたしまして、行政運営・自治の基本なり、京都府の独自性といったものがあるのではないかとことが書かれております。

それから、目的でありますけれども、これにつきましては基本条例を定める事項でありますとか、あるいは府民満足の最大化といった主要目的、それから府民福祉の向上といった大きな目的、そういったものを規定することが適当であるというふうにしております。

それから3ページの下になりますが、基本理念といたしまして3つの理念を掲げてはどうかということによって上げております。1つは、ユニバーサルと共生の視点に立つ府政ということであります。府民一人ひとりの尊重、その意思に基づいて参画でき、個性や能力が生かされる。多様な価値観のもとで府民同士がつながって支え合う社会といったものをすべての行政運営の基本に置くべきだという考え方であります。2つ目につきましては、住民自治を尊重する府政ということで、現地・現場において、府民とか地域の活動を尊重する、または支える、あるいは拡げる。そういったことによって主体的で自立した府域を実現するといった理念であります。3つ目は、多様な主体の連携・協働による府政ということで、公共の役割を担う多様な主体との連携・協働、それによって地域課題に的確に対応した公共活動を構築する。それでもって府民福祉の向上を図るといった視点を書いております。

続きまして4ページであります。ここでは次の基本原則につながるために、府政あるいは府が果たすべき役割を押さえておこうという趣旨から、府の役割を書いているところであります。ここでは特に基礎自治体である市町村との関係も明らかにしていこうという立場から、黒三角の3つ目にありますように、市町村との適切な役割分担でありますとか、あるいは府の役割として高度な専門的な分野、あるいは市町村の区域を越える行政サービスの提供、さらにその下にあります地域格差の是正、市町村間の調整といった広域的な総合調整機能といったものを持たせていくというふうにしておるところであります。

それから、次の基本原則でありますけれども、これにつきましては5つの点について原則を定めていくということにしております。1つは府民に明確な将来ビジョンを示す。そ

れでもって府民の安心と活力の向上を支えるという点であります。これには効率・効果的な事業の実施、あるいは財政規律の保持、それから安定的持続可能な府政運営といったものを上げております。2つ目は府民の参画と協働を尊重し、支える府政ということで、府民一人ひとりの尊重でありますとか、府民の意思で誰でも参画・協働できる行政、地域づくりの確立といったものを上げております。それから3つ目が府民によく見える信頼される府政ということでありますが、これは行政情報の積極的な提供による府民との共有、あるいは法令遵守、個人情報保護といった点からによる公平・公正な行政といったものを上げております。4つ目は府民、地域それぞれが生かされる府政ということであります。府民や地域の活動を尊重し、それを広げていく府政であるとか、あるいは社会的に弱い立場、条件の不利な地域をしっかりと支えるということで、セーフティーネットの構築とか最小限の生活水準の保障とか、そういったものを上げておるところであります。それから5ページの上に5番目の原則でありますけれども、市町村等との連携・協力による府政というものを見ております。市町村との連携による効率的で利便性の高い行政サービスの実現でありますとか、あるいは対等な立場を基本とした国、他の自治体との連携・協力を上げております。

こうした基本理念なり基本原則をイメージとしてまとめましたのが5ページの下にありますイメージ図であります。これにつきましてはまた見ていただければと思います。

それから、続きまして6ページでありますけれども、これまでは条例の骨格となる基本理念なり基本原則について書いております。これ以下はそのほかの主な事項ということで何点か上げさせていただいておるところであります。

まず、6ページの上にあります(6)の府民の範囲であります。これにつきましては、ほかの条例では個別の規定をしない事例もあるということで、今後検討することが必要であるというふうにしております。府民の中に民間活動団体でありますとか在住外国人、通勤者、あるいは観光客といったものをどういうふうに位置付けるかといったことが検討する内容として残っているかと思っております。また、府民の範囲を定義する場合に、既存条例との関係についてどういうふうに整理するかといった点もあるかと思っております。

それから、(7)のそれぞれ行政にかかわるものの責務、権利であります。これにつきましては、まず府民につきましては、情報を知る権利でありますとか、府民の参加・参画する権利等を規定するという方向であります。責務につきましてはあえて基本条例で規定する必要があるのかどうかといったところで、今後検討する必要があるものと考えております。また、知事とか職員の責務についても規定することが適当であるというふうにしております。

次に、二元代表制のもとでの議会との関係の基本ということであります。住民型の自治基本条例の場合には、議会と知事との関係の基本を明確にしている先進の事例があります。そういった場合には、議会のほうが主体的に検討するというような事例が多いということもあります。また、知事から議会の関係について規定する場合もあるということで、そこには知事から議会への説明なり協議といった事項を上げておるところであります。

6ページの下(9)でありますけれども、民間活動との関係であります。これにつきましては、7ページの上のほうにまず行政の役割としてどういうものがあるかということを書いております。現地・現場に出かけていく行動の改革でありますとか、あるいは府民と

ともに公共を考えて進めていくプロセスの改革でありますとか、あるいは多様な主体が
つながらる機会づくりとしてのプラットフォームの機能でありますとか、コーディネート機能、
社会的な信頼を与える機能、あるいは広報力でサポートしていく機能、そういったものが
行政の役割として上げられるというふうにしております。2つ目には、活動の担い手を幅
広くとらえていくということで、NPO、大学、企業といったものに加えて、町内会、自
治会等の地縁組織的なものもこれに加える。幅広くとらえるという視点を書いております。
また3つ目には、民間の公共的な活動との関係のあり方ということで書いておまして、
7ページの下の方に委員から出していただきました各主体のイメージについて書いてお
ります。以前お出しした部分につきまして若干修正させていただいております、一番上
の地域のところが「地域、さまざまなグループ、団体」といった地域の枠を越えて、市町
村、あるいは都道府県といったものを包括するような場合もあり得るということで少し広
がりが大きくなっておりますのと、実線ではなくて点線ということで、いろんな形の団体
の構成のされ方があるというイメージを出していただいております。また、活動主体につ
きましても、地域だけにとどまらず、市町村域、府域、それから国境を越えて活動が広が
っていくといったものをこのイメージで表現しております。

続きまして8ページでございますけれども、制度・手続であります。条例に一定の実効
性を持たせていくことが必要であるという観点から、制度・手続につきましても一定規定
することが必要である、適当であるということを書いております。ただ、委員の皆さんの
多くから、原則的なものを示して個別の制度・手続・規定までは盛り込まないという意見
をいただいているところでございまして、それについて記載をさせていただいております。

それから、(11)の行政主体相互の関係でありますけれども、これは(4)の府の役割と
いった部分と重なる部分がありますので、今後整理が必要かと思っておりますけれども、
府内の市町村との関係のあり方を列記させていただいております。特に政令市であります
京都市との関係を整理する必要があるというふうに書いておまして、基礎自治体の市町
村と同じような規定にするのか、あるいは同等の権限を担う自治体という位置付けをする
のかといった点で検討が必要だというふうにしております。

さらに(12)の最高規範性（尊重義務）でありますけれども、基本条例を位置付ける場
合に、他の条例との関係をどういうふうにすればいいかというような観点から検討が必要
であるというふうにしております。個別の条例で最高規範性といったものを規定するのか、
あるいは目的条項で書くのか、あるいは条例の尊重は当然であり、特に規定しないという
方向にするのか、そういった選択肢があるというふうなことをここで掲げております。

以上が中間報告の内容なんですけれども、あと参考として委員会の皆さんの名簿であり
ますとか開催経過、それから制度・手続につきましては個別にこういったものがあるとい
うことなり、既存の制度でこういう規定がされているというものを一覧として上げさせて
いただいております。

長くなりましたけれども、中間報告につきましては大体以上のようなところで案として
提案をさせていただきたいと思えます。

高木座長 ありがとうございます。それでは、今日は全体についてかためていく必要
がありますので、一つずつ区切って検討してまいりたいと思えます。

まず1番、行政運営の基本理念・原則となる条例（仮称）を制定する場合の意義・効果

というのが資料3の1ページ目にございまして、適宜資料2を御覧いただきますとこちらに概要版がございますので、ここではその意義・効果ということで四角で囲んで①②③となっております。この部分でいかがでしょうか。まず行政運営の基本的な方向性が明確化される。府の役割や責務、市町村や民間団体等との関係の基本が明確化される。行政運営・自治に対する意識向上、改革・改善等のプロセスが生まれる。こちらは基本的にはよろしゅうございましょうか。それで、あと表現ぶりというんですか、それぞれ資料3のほうでは白丸と①②というふうに説明があるわけですが、この文章を読まれてお気づきの点等がございましたら、御自由に御発言いただきたいと思います。

最初のところ、「地域の方針性を府民自身の意思（自己決定・自己責任）によって定めていくこと、政策形成や意思決定過程への参画を保障することなどを定めることにより、府民が合意した普遍的な理念や原則に従って行政運営や自治を進めるべきことが明確にできること」ということですが、どうぞ。

吉田委員 あとで出てきたかもしれないのですが、ちょっと確認だけさせてください。今のところで、意思決定過程への参画を保障する、このあたりで情報共有みたいな意味合いは入っているわけですか。

高木座長 情報を共有する。従来の整理では、まず情報を共有する、それを前提に参画をするというスタイルになっていると思いますので、恐らく原案のほうでは参画保障というものには当然共有は入っているということではないかと思います。そうですね。

内藤企画総務課長 基本原則の③のほうにも府民との情報共有という観点から、よく見える、信頼されるというのは入っております。

吉田委員 もう1点だけ確認させてください。1の(2)の①の3行目のくだりなんですけれども、効果的で効率的な施策や行政サービスの向上というのは、多分当然の言葉として入っている文章ですけれども、この上に民間団体との関係の基本の明確化とありますので、これは行政さんが求められているものですね。地域って効率的と真逆のところがありますので、効果的・効率的だけで、もう一つ言葉が、住民の希望に沿っているとか、そういうような言葉は難しいのでしょうか。効果的と効率的だけでは地域は切り捨てられるものがありますね。それを民間団体との関係の基本のところでは何か入れていただくことはどうなんでしょうか。

高木座長 印象として、効果的・効率的というとうも。

吉田委員 京都府の役割としては責務とかについては当然の言葉だと思うんですけど、その後ろに民間団体との関係の基本と書かれたら、そこは。

高木座長 府民視点からのより満足度の高い施策、そうではない。

佐藤委員 効果的という言葉はそういう意味が込められているような気がしますけどね。

土山委員 質が高いという言い方ですか。

佐藤委員 効率的というのは目標が狭くて、それを効率的にやることですけれども、効果的というのは結果として政策対象すべてが満足することというのが入っているんじゃないかな。

高木座長 では、単に「より効果的な施策」としますか。

佐藤委員 効率というのは変に誤解される言葉でもありますから。

高木座長 いかがですか。「より効果的な施策や行政サービスの向上」、これなら余り違和感がない。

土山委員 恐らく例えば効率的か非効率かという、その非効率なところもあるよと。

佐藤委員 非効率でも効果的なことをねらうんですね。

土山委員 そうです。もう少し言い換えるとしたら、質の高いという言い方がありますよね。

高木座長 これも一時出てきて、上質というのがどうもよそ行きじゃないかというのがありましたですね。

土山委員 クオリティーの中に効果とか必要な限りの効率性とか、あるいはもっと優先すべきこととかが入るかもしれませんが、効果的はどうなんですかね。より質が高い。

丘委員 きめ細かいとか、そういうイメージがありますね。

高嶋政策企画部長 今、座長がおっしゃいましたけれども、行政の経営改革プランというのがありまして、そこでもいろいろ議論しまして、1つは府民サービスを最大化にしようということを初め言っていたんですけども、それはやっぱりサービス側の目線であって、サービスの受け手である府民の皆さんがそのことでセーフティーネット的なこともいろいろあるでしょうけれども、最大の満足をしていただける、それは人数もそうかもしれませんし、中身もそうかもしれません。それで今座長はそのことを念頭に置いていただいております。だから、例えば我々が使っている言葉で共通して使っていただけるなら、今座長がおっしゃったように、「より効果的で府民満足の高い施策」とか「府民満足度の高い」とか、そういう言葉でよろしければ、行革プランで使っているものとは整合性があると思います。

土山委員 ちょっと心配したのは、満足度が高いというのはすごく大事なことだと思うんですけども、どうしても満足というのは主観的なことになるので、行政サービスの質・量の拡大みたいなほうに満足度が入ってこざるを得ないのかなというところはあるんです。ここでは必要なものを切り捨てるということではないけれども、その意味ではやれること、やらなければいけないことを優先的にやるという意味では、質・量ともに拡大していくということを書くと、多分行政改革というところからでも逆にとられる。要するに満足してないのだからもっとと、そういうところも入るのかなと思いますね。だから、効率的という言葉が引っかかるというのと同時に、量的な拡大みたいなものどうなのかなというのがありますね。

高木座長 気持ちは「府民視点からの」、ここにくみとっているというのが原案の事務局の意向だと思うんですね。だけど、効率的というのはどうも引っかかるということであれば、単に「府民視点からのより効果的な施策」、これで多分事務局も納得されるんじゃないかと思いますが、いかがですか。どうしても効率的というのが残ってないとまずいですか。

吉田委員 効果的・効率的を対の言葉で一つの感じで使って、そのほかに満足度の高いということは思っていないんですね、府民はお客さんではないので。ただ、一緒にやっていく、受け手だけにしてしまうのではないという思いがありますので、一緒にやっていくというところでもう一言、効果的、効率的でも一つ、余り満足度が高いとかいう言い方はし

たくないんですけれども、難しいですね。じゃ、さらっと座長のおっしゃるように。

高木座長 このままにするか、あるいは「効率的な」を取るかどうかということですが、いかがでしょうか。

土山委員 行政サービスというのがあるので、上げ手と受け手になっているんじゃないでしょうか。もしそこだとすると、「より効果的で効率的な施策が展開されるようになること」というような言い方はあるかなと思いますけれども、行政の方から見ると施策や行政サービスなんですけれども、府民の方から見ると。

高嶋政策企画部長 よく使うのは府民福祉の向上につながるかとですね。

吉田委員 どうしても京都府が住民に対して行うサービスの一方通行の矢印が見えてしまって、役割とか責務となるとそうなるんでしょうけれども、前段の後半に市町村や民間団体との関係が入っているの、そこはどちらに位置付けられているのかなという感じがするんです。

高木座長 運営の基本という意味から。

佐藤委員 後段の行政サービスがまずいんでしょうね。だから、みんなのコラボレーションでうまい政策が展開できるということをここで書かないといけないのに、府民視点で行政サービスにいつてしまっているから、ちょっと政策とずれるんですね。

高木座長 では土山先生の提案のように、「行政サービスの向上」のほうを取る。「府民視点からのより効果的で」。

佐藤委員 効果的で効率的な施策の展開が可能になる。

高木座長 「施策の展開が可能になること」。

佐藤委員 行政の中でその文章はよろしいか。行政改革に合わない文章を言っているかもしれないなとちょっと思ったものですから。

高嶋政策企画部長 効率的のほうはよくありますけど、君らは行政のプロなんだから無駄遣いしたらだめだよと、きっちりとある税金を有効に使いなさいということにとっていただければ。

佐藤委員 これは残したほうがいいと思いますね。

高木座長 おさらいしますと、「府民視点からのより効果的で効率的な施策の展開が可能になること」でいかがでしょうか。

それでは、ほかの点はいかがでしょう。

私のほうから、(2)の②で二代表の知事と議会とされているんですが、先ほどの説明で、二代表の一つである知事というふうに言うていただきましたので、ここではすっきり書いたほうがいいかなという気がしまして、括弧を取って、「二代表の一つである知事が行政運営において」というふうにはしてはいかがかと思います。

佐藤委員 議会という言葉を出さないようにしようと。

高木座長 書くなら書くし、そうでなければとりあえず絞っておいて、後から書き足したほうがいいかなという感じです。

(3)はよろしいでしょうか。意識向上は誰の意識が向上するのかが巧みにぼかしてあるんですね。改革・改善等のプロセスが生まれる。

佐藤委員 上から目線やな。

高木座長 もともとは知事は職員の意識を変えたいという意図を持っておられたようで

もありますので。

佐藤委員 ねらいが書いてあるので、これはねらっていることでもあるんじゃないかなと思いますけどね。府民も議会も、知事自身も含めて、みんなの意識向上でしょう。

土山委員 明示的にももちろんいろんな人が変わるんだけど、府もこう変わるというふうにして、①にそれを先に入れていただくと、大変読むほうに好感が持たれるようになるんじゃないかと思います。行政運営や自治に対してこういう府民とともに進めていく施策展開のあり方、考え方について、その意識を高めるみたいなことが1番目に入ると、行政も変わるんだ。そういう印象を与えて、とても読むほうとしては確かに府民も変わるべきところがあるよねというふうになるんじゃないかなと思います。

丘委員 府民をほっておいてもいかんと思うし、何か特に政治がしらけた時代なので、何か参加させるような意欲、関心を向けさせるような、行政側の意識向上というのはあると思うんですけども、ほったらかしにしておくとそのまま離れていくような感じがして。

高木座長 そこはまさに事務局が苦勞されたところで、上から目線はよくないとかいろいろさんざん言われたので、ここでも「ともに考え」ということを入れたので、ここに込められているということですね。

土山委員 すみません、1点。これは作るのは誰が作る条例ということでしょうね。例えばこうした委員会とかで話させていただいているというのは、もちろん両方入ってくるんだと思いますけれども、例えば今の丘委員のお話で、私も府民も変わらなければいけない。府民だけでなく、いろんな人が変わらなければいけないというふうに思っているんですけども、それは例えば府民が言うのか、行政が言うのか、議会が言うのかということでは違ってくるかなというふうには思うんですね。だから、踏み込んで言うのであれば、府民が府民にこうしまじょうと言うのか、行政が府民に対してこうなってくださいと言うのか。

佐藤委員 それはまずい。

土山委員 やっぱ、それは府民が府民に対して。

高木座長 これは提案であるわけで、最終的には議会が条例については一番大きな権限を持っているわけですね。議会というのは府民の代表であるというわけですから、行政側から提案をして、そして府民の意思としてともに考えようというプロセスをとるのかどうか、そこがポイントになるんですね。そのきっかけのためにこの府民交流会というのを企画しているわけですね。これはまさにこの委員会が始まったときから最初に議論したわけですね。府民が作りたいと言っているのではないのに、なぜここで先に検討するのかということなんです、ともかくやらないことには始まらないということでここまでやってきたわけで、ここで一応一区切りして、一応素材は提供いたします。さあ府民の皆さん、本当にこういうものが必要だとお考えですかというわけですね。そこでもし私たちは別にそんなもの要らないよと言われれば、そこで我々は役割を果たして去るべきなわけで、そうはおっしゃっても大事だから作りましょう、そういう筋ではないと思っています。恐らくここの表現はギリギリのところですかね。啓発でもないし、かといって丸投げでもない、そういうものじゃないかという感じがいたします。

佐藤委員 だからこそみんなが等距離で歩み寄って、みんなで作ろうというスタイルで、条文自体にも主体が分からないような書き方をしようと言っているわけですから、この部

分は今言われたように、府庁がまず意識が変わるよと書かれたほうがみんなが乗ってきやすいというのはそのとおりだと思うので、ですから、この最初のところには、まずは知事と府が率先してみんなとともに京都府をつくり上げようという方向に変わっていけるし、それに賛同いただければ、いろんな方々がこれに参加していただけるし、と書いたら、そういう気持ちになっていただきやすいのかも。

土山委員 こっちもこういうふうなやり方でいくので、これからよろしくご参集くださいということですね。

佐藤委員 それは冗談でなくて、ある意味でまじめにそう考えてきたわけですから、そう書いたらいいんじゃないかなと思いましたけどね。まず知事と府職員がこういうスタンスで臨むので、皆さん協力してねという呼びかけをこの条例の中でやっているんですよというのを、制定する場合の意義・効果として最後に書いといたらええのと違うかなという感じですけどね。そこまで自らを低くすることはないですか。

高嶋政策企画部長 基本は知事が提案して、議会の御承認をいただくものですから、こういう行政であるべきだ、こういう自治であるべきだという条例なので、そのことをしっかり書いたらいいと思います。やっぱり上から目線の議論もありまして、昔は啓発とか府民啓発ということを平気で使っていたんですけども、最近それはちょっとおかしいんじゃないか。府民の方があって、府民の皆さんが活動されたり考えられたりすることを行政がしっかりと支え、あるいは特定のことに困っておられる方があったらセーフティーネットをしっかりとったり、制度構築をしていく。そういう考え方なので、ちょっと今おっしゃったようにファジーになっているところがありますね。

土山委員 この後、市民の定義についてはファジーでいこうということでもありますので、ファジーなのがよくないとかは。少しここでの共通認識として丘委員がおっしゃられたことがもっともだったので。

高嶋政策企画部長 そういうことも先生方に言っているんで、やっぱり言葉は悪いですけども、昔のお任せ民主主義でないようにしましょうということを今おっしゃっていただいているのだと思いますので、条文の書きぶりとかでここをどう反映するかということは、また御議論いただければと思います。

高木座長 いかがいたしましょうか。修文しますか、それとも。

佐藤委員 (3)の①の前に一言入れるかどうかということですね。これでもいいといえればいいんですけどもね。

高木座長 「ともに考え」で含まれていると読むかですね。

佐藤委員 これは結局のところ、この委員会の報告書として議会と府民全体のところこういう考えでやりましたという形で提供される文書ですから、その辺の基本スタンスをもうちょっとはっきりさせたほうが議論はしやすくなるかなという気はするんですけども。そういう意味では、修文の提案としては、①の前に府と府民が協働のパートナーとして府政をつくり上げていくに当たり、府から自らの意識改革を掲げるということをねらうと書いたらいいんじゃないかなという気がしましたということなんです。土山先生の言われたことをそのままぞっているだけですけども。

吉田委員 青臭い話、京都府はこんな感じでやるんだよ、市町村との連携、役割分担と言葉にはなっているんだけど、それだけじゃなくて、京都府に現在生きて、次の世代

も生きている、その人たちの、生活というのはおかしいですけども、暮らしを守るために一致団結、やるしかないかというような青臭いものがほしいなと思って、それは条例では無理かしら。

佐藤委員 いいですよ。説明の文章だから、そういうの入れるべきだと思うんですね。

吉田委員 それをどこに入れるかですね。

佐藤委員 条例でそこまでいくと何書いているねんと言われるかもしれませんが、ここにはそういうものがちょっとほしいなという感じはしますね。

吉田委員 私もどこに入れるのかよく分からないんですけども、そういうのってどこを見てもないんです。私たちはこういう市町村を作りますという宣言はあるんですけど。

丘委員 この前、テレビでスーパー公務員というのをやっていたんですけど、非常にもしろいキーワードがありまして、ベタなことなんですけど、幸せ感がある行政という言葉を使っていたんですね。いい言葉だな、分かりやすいなと。先ほど満足という言葉がありましたね。そのさらに上を考えて、幸せ感がある行政というキーワード、それはちょっとファジーな感じでもあるけれども、相互が乗り入れているような、納得のいくようなキーワードだなと思って、この人も若者を動かすとかいって非常に型破りなことをやっていらっしゃるって、そういう方々がたくさんいらっしゃるんですね。それを分かりやすくつなげるような、何か壁を取り外すような、何かそういう今までと違うキーワードが入ってくるようなことができたかなと思うんですけどもね。

それともう一つは、いわゆる行政側も、それから市民側も、違うキーワードですけども、育てるという、人材育成であつたりとかそういう人を育てる、行政マンであつたり府民意識であつたり、そういうものを育てるという観点が入ったら、何かもう少し歩み寄れるような感覚が出るんじゃないかなと思いますね。

佐藤委員 それは意義・効果と連動した話ですね。どこかに入れられればいいなと思いますけれどもね。(1)の白丸の部分はもうちょっとくだけた言い方したらええのになという感じもしなくもないんですけど。

吉田委員 でも、その方にとつたら。

佐藤委員 そういう専門家というか、こういう雰囲気になるんでしょうね。

高木座長 どうしますかね。いろんな追加的な説明が多分必要になってくるので、それを別途用意しますか。報告自体はシンプルにしておいて。

佐藤委員 我々が行くときにしゃべりでプラスという話ですかね。

高木座長 それをもとに説明するときに、多分こちらでまず職員のほうで意識改革もいたしますという決意表明で、それを前提に皆さんと一緒に考えましょうという形でいきますというふうにいたしましょうか。余りここ自体にたくさん書き込むとかえって。

佐藤委員 あんまりベタなレベルでやりすぎると、あとで絞らなければいけないところもありますし。

高木座長 ここは原案どおり「ともに考え」で読むということにさせていただいて、今日いただいた貴重な御指摘はこれ以下のところ説明に生かすということにさせていただきたいと思います。それでは1はよろしゅうございますでしょうか。

それでは2にまいります。基本条例の方向性の検討というところで、コンセプトということですが、全体の性格はこういうものだ、それからそういう性格が生かされるためには

このような特徴を有するものであるということが大事だ、こういうまとめ方になっております。資料2、概要版では1ページ目の真ん中の白丸2つということでまとめているわけですが、最初のコンセプトにつきましては、府民とともに目指す社会の姿を描き、それに向かつてあるべき行政の理念を中心に掲げ、実行するための行政運営の基本的な方向性の大枠を示すものだということで、独自の特徴としては3つ、ユニバーサルの視点、「和」、共生の視点、それから参画・協働による新しい自治のあり方（新しい公共）、京都らしいやわらかなイメージや表現というものを抜き出させていただいております。本体の報告案のほうでは、特徴として①から⑧の8つ掲げられているわけですが、このあたりについていかがでしょうか。いろいろ議論してきたものをまとめたことは確かなんですが。

佐藤委員 僕はこれに入り込んで議論してしまっているから、丘委員あたりから指摘していただいたほうがありがたいんですけども。

高木座長 本当にだれもが分かるようなものになっているのかということにちょっと自信がないんですね。

丘委員 まず京都の「和」というのが、何かもうひとつ抽象的な感じがするんですよね。「和」というのはいろんな意味があると思うんですね。和をもって尊しとするとかいろいろあると思うんですけども、京都の「和」と言われたときに、皆さん受けとめ方がこないってしまうのかなと。確かにつながりといえばつながりなんですけれども、もうちょっと具体性がほしいなと思います。

佐藤委員 ごまかしてしまったという感じもしないでもないんです。ただ、これは確か中山委員が言われたんですね、「和」という言葉でまとめたらどうかと。何らかの形でキャッチな言葉がほしいということがあるから、「和」でいこうかと言ったんやけど、「和」でいくと、今度は逆に今言われたようにええかげんな言葉だから多様な解釈の可能性があって、ちょっとコミュニタリアニズム的な傾向が強まる危険もあるなと思わなくもないんです。

丘委員 「和」という言葉はすごくいいと思うんですけども、この下の説明文ですよ。この中に京都の「和」というのをどう説明したらいいのかというのが。

佐藤委員 文化的な言葉は説明のしようがないというのが。ちょっとこの辺の言葉を使ったのは一種、シンボリックに使おうかなという感じもしていますけどね。

高木座長 もともととは格差の是正とかそういう用語もあったんですけども、どうもそれはちょっとストレートすぎてよくないということもありましたし、あとはどの都道府県でも使えるというよりは、少し京都らしさの部分も必要であろうということで、伝統といいますか、そういうことを意識して使った言葉ですね。ビジョン懇のほうでも京都というのは日本の代表であるみたいな議論がなされまして、環境先進性であるとか文化先進性とかそういうことを掲げることになったということがありまして、他方でまた新しい公共、これは舶来の非常に分かりづらい言葉が。

丘委員 新しい公共というのが、それでさっき言ったように、協働というのは分かるんですけど、手続とか、ともにはぐくんでいくとか、育てるというキーワードがここに入る部分で、協働という言葉も確かにそうなんですけれども。お互いに育てていく、何かそういうイメージがあってもいいのかなと。4番の新しい公共のイメージですね。

佐藤委員 新しい公共というのは、最近の学会のはやりの言葉で、つつい安易に使っ

てしまっているんですね。

高木座長 ビジョン懇のほうでは、教育・学習部会の中心テーマとして家庭・学校・地域による協働教育を推進し、人間力を培う。一人ひとりの将来目標の実現と明日の京都府づくりを担う人づくりを行う。はぐくむという視点を意識したものをうたっております。

丘委員 京都は大学も多いですし、はぐくむ町だと思うんですね。そういう意味合いでの京都らしさというか、そういう部分では京都らしさがあると思いますね。

佐藤委員 「府づくり」を支えるような担い手を育てるというイメージなんですよ。参画・協働による新しい自治のあり方を示すものであることに、ともに担い手を育てていくとイメージが入ればいいということですね。

丘委員 そうですね。行政マンにおいてもスーパー公務員とかこういう人材が育っていく、また民間の中からもそういうオピニオンリーダ的な人が育っていくみたいな、そこから広がっていくみたいなイメージですね。

高木座長 今から反省すれば、この委員会ではもっぱら運営の枠組みですか、手続のことを論じていて、中身の価値についてビジョン懇にお任せ的なことをやってきましたので、今後は価値を取り込むということであれば、ビジョン懇で出てきた今のはぐくむという要素についても、もし可能であれば基本条例の中で何かうたうという形で調和を図っていく必要があるかと思いますので、ここではこれまでの議論のまとめですのでストレートに入らないと思いますけれども、そこは生かす形でいきたいと思います。ビジョン懇の竹葉先生は植物生理学者ということで、非常にそういう木を育てるイメージがあるんですね。格調の高い御著書を書かれていますので、参考にさせていただきたいと思います。

それでは、①から⑧はなかなかそう簡単に誰にも分かるというものではないことは確かなんですが、それぞれについては検討いたしましたので。

吉田委員 ⑥番の表現が、内容を理解しやすいよう平易で明確に規定する。普通に書いたら分からない人がいるというような考えですかね。それって府民に言っていきますみたいな感じですね。

佐藤委員 だけど行政の書く文章は分かりにくいというのは常識ですので、それはやめようねと言っているんです。

吉田委員 だったらそう書いたほうが。

佐藤委員 今までの書き方を反省して、分かるように。

土山委員 専門用語に陥らずというのとまた使わざるを得ないものもあるんですけども。

佐藤委員 吉田委員のをおっしゃっているのは、こんなところにも上から目線がチラチラしますよという話ですね。

土山委員 専門の用語を多用するのではなく、誰にも分かりやすい。

佐藤委員 府民全員がというよりも、府民全員というか、府庁の人も入って共有しているという感覚は確かに大事ですね。理解を共有するというのはそういうことですね。

吉田委員 すみません、要らんこと言いまして。平易でないと分からない人がいるのねみたいな、それって私たちのことかしらと。そうではなくて、やっぱり京都府さんも専門家ですから、当然専門の言葉が入るのは当たり前前の条例なんですけど、でもこれに限ってはもう少し一般的というのか、通じる言葉で書いていただくと。

佐藤委員 ただ、役人の側からすると、言葉を非常に厳密に定義したのが一番分かりやすいんです。だから、今丘委員が言われたように、「和」とかこんなええかげんな言葉を使うというのは実はごまかしている。

高木座長 「府民全員が」というここを変えましょうか。これを「府民と行政が理解を共有できるよう、可能な限り分かりやすい表現で規定する」といたしましょうか。

土山委員 もし⑥番がそれでよければなんですけど、一つ、ユニバーサルはどういうふうにしようかということが議論になったかと思いますが、それはここに書いてあるような内容がユニバーサルであるというような認識だったということではなかったでしょうか。

佐藤委員 これに替わるいい言葉をいまだに見つけていないということですね。この言葉をそのまま残すのはやばかろうとみんな思っているんだけどね。

高木座長 カタカナは避けたいと思っているんですが、なかなかいいものが。

土山委員 ユニバーサルと「和」はキャッチを意図しているだけにちょっと。

佐藤委員 最終的には詰めた議論をしないといけない部分だと思いますけれどもね。太田委員なんか明確にユニバーサルではおばあちゃんには通用しませんとおっしゃってしましたでしょう。その意味では⑥番とは相反する言葉なんです。

土山委員 丘委員がおっしゃられた「和」ということを。

丘委員 平等というとか差別を生むみたいで、ユニバーサル自体も比べるものによってまたちょっと温度差はあると思うんです。確実にユニバーサルと言っても、その地域のユニバーサル自体がまた全然違う価値観があったりするのです。

土山委員 多分いずれの形にしても、この四角の中の部分についてもちょっとこういう意味で語句を使っています的なことを補足して使わないといけない。両方についてそうなんだと思うんですが、私も実は裏側のほうで「和」というのはただ仲よくするというのだとどうしても空気を読めみたいなことになってしまいませんかということはずっと申し上げていたところがあって、それで多様性という言い方をしたんですけれども、ただ、解説するところではもう少し具体的に、このあと恐らく市民の方と話をするところでも出てくると思うので、それを踏まえて四角の中を補足するというのをもう少し今後考えるということで、一応ユニバーサルと「和」というのを残すみたいな感じでいたほうがいいのでしょうか。

吉田委員 ユニバーサルという言葉は福祉系で一時期よく使っていた言葉ですが、そのときの使い方は、どこに定義されているかはわかりませんが、一人ひとりに合わせたものよりもみんなが使えるもののほうがいいよねみたいな、そういう使い方をしていたんです。だから土山委員のおっしゃるうちにちゃんと規定して言葉を書いておいてもらわないと。

佐藤委員 どこかにあるとは思いますが。もともと出てきたのはユニバーサル・デザインということでしょう。バリアフリーに替わってユニバーサル・デザインと言いつつ出したんですよ。

吉田委員 バリアフリーがどうしても個々の対応で、遠くに離れたところに人を呼ばんといけなようなエレベーターがついたり、それだったら改札口を広げれば通れるじゃないみたいな話で。

佐藤委員 それでみんなのためになるのやからという話ですね。

吉田委員 ベビーカーも全部通れるじゃないですかという話ですね。

佐藤委員 結局これってパラフレーズというか、延々とわっといっぱいしゃべらないとユニバーサルという単語に替わるものがないんですね。だから言葉が残ってしまうんですけれどもね。今土山委員がおっしゃったように、ふにゃふにゃ四角の中に入れる言葉を増やしていくしか手がないかなと思いますけれどもね。

土山委員 そうですね、今吉田委員もおっしゃられたようにそれが分かりやすいような形で増やすのはなかなかないんですね。やっぱりその感覚が必要でないかといえれば必要だというふうに思いますので、それは恐らく効率的な行政にとっても、お年寄りにとっても、体の不自由な人にとってもやさしいづくりが結局すべての人にやさしいづくりなんだ、結局それが効率的なんだ、効果的なんだという意味では大事な感覚だと思いますね。

吉田委員 この中ではなかなか読み取れないんですね。

佐藤委員 最後は多少啓蒙的な側面も入るんですよ。だからその意味では、おばあちゃんには分からんと言わんと、おばあちゃんに丁寧に説明してあげてくださいと言いうしかないとも思うんです。

高木座長 ありがとうございます。それでは課題は残りましたが、このコンセプト、8つのところは以上ということで、⑥は少し修文するということでよろしいですか。

土山委員 8番は結局どうするんですしたか。これは多分皆さんにお伺いしておいたほうがいいですよというお話があったかと思いますので。

高木座長 これは検討が必要ということですね。

土山委員 もし今である必要がないのであれば、今こだわっているわけではないんですけれども。

高木座長 内容的には。

佐藤委員 最高規範性を明示すべきだとおっしゃるんですか。検討が必要というまますと続ければいいと僕は思っているんですけどね。

土山委員 それでしたらそれで、委員会としてどうかと。

佐藤委員 最後は議会が判断されることなのかなとちょっと思うところもありますし、議会に対して知事がおっしゃる可能性もありますし、委員会としてはどちらでもいいですよということなのかなと思っています。

土山委員 個人的に是非を問われるとお見込みのとおりの感じですので、でも委員会全体で検討が必要ですよという形で上げるというのも委員会としてはありだと思います。

高木座長 ここは議論が分かれるところですので。

内藤企画総務課長 一番最後にも一応こういう選択肢がありますという形で示してはいるんですが。

高木座長 霞ヶ関では検討が必要というのはやらないという意味だという冗談があるんですが、これはそうじゃなく、まさにやることもあるという。

佐藤委員 いやいや、限りなく霞ヶ関に近いんじゃないかと僕は思いますね。

高木座長 実際に条文をつくとなると難しい。政策法務課長がいつも首をひねられているとおりで厄介なんです、思いは分かっていますので、こういう形で残しておきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次の項目ですが、基本条例に盛り込むべき内容等ということで、たくさんご

ざいます。前文が必要である、これは問題ないと思います。それからイメージのところ、「府民一人ひとりが尊重され」とか、あるいは「地域間の格差」がどうのということは先ほどのユニバーサル視点とか共生の視点のところと重なるような部分であろうかと思えます。あるべき行政運営・自治の基本、ここも既に出てきたものがまとめられているということでございますが、ポイントとなりますのは、基本理念を3つにまとめた。余りたくさんでもインパクトがなくなるということで、事務局にお願いして絞っていただいて、3つの基本理念、5つの原則、これがよかろうということになったんですが、これはいかがでしょうか、3つの理念につきまして、①ユニバーサルと共生の視点に立つ府政、②が住民自治を尊重する府政、③が多様な主体の連携・協働による府政ということですが、お気づきの点がございましたら、どうぞお願いいたします。

吉田委員 分かりにくいですね。そんな簡単な言葉では。

高木座長 理念としてはある程度抽象的なものを語らざるを得ないということですかね。

吉田委員 3ページ目のイメージの2つ目の黒い三角ですが、こういうイメージでいくんですかね。格差もありますし、社会的に厳しいのですけれども、イメージ的にはこういう書き方になるのでしょうか。

佐藤委員 どこに違和感があるんですかね、東京一極集中かな。

吉田委員 いや、地域間の格差もあるんです。

高木座長 「厳しい環境や弱い立場にある府民が置き去りにされることがないよう」。

吉田委員 この辺から何かトーンが変わってきているような気がするんです。現状はまさしくそうです。だから支えますよという感じですよ。

高木座長 「お互いに支え合い、共生することのできるつながりや一体感のある社会」。

土山委員 置き去りにされそうな人を支えるのは絆や結びつきですというふうに。

吉田委員 どんどんとそういうふうな思考に、ここは何に持っていくんですかねみたいな感じがします。

土山委員 置き去りにされること、ある意味セーフティーネットを張る、あるいはセーフティーネットとなるのが絆や結びつきというところで。

吉田委員 今回のこれに書く京都府の姿というよりはこれでいくんですか、これは多分支えるとかそういうところから出てくる普通の言葉だと思うんですけど、この条例に書くのは、後半は先ほどのようにちょっと違うんじゃないですかねと思っているんです。まさしくおっしゃったような点で、厳しい環境がある、弱い立場の府民が置き去りにされることがないように続くのは、どこへこれを持っていけるのでしょうかということですね。

土山委員 支えるのが今のこのトーンだと府民同士で支えてねということですよ。

吉田委員 そうですね。そういう弱い人たちのためにこれはあるんですよみたいなふうな持っていくのか、1つ目の三角はまさに住民主体、一方的に受益者とか利用者に置かれることなく多様な主体になりますよみたいなことが書いてあって、その後に続く言葉は何でしょうか。

高木座長 これは京都府が目指す社会の姿、社会の側がこうあってほしいという願望がまず書かれているわけですよ。だから恐らくここでは自助とか互助とかいうのが表に出るような書きぶりになっている。しかし当然それだけでは話は済まないわけで、自助・互

助だけではやっていけないところには当然行政が出ていく。そこで行政としては後でもありますように、どうにもならないところでは直接乗り出して行ってセーフティーネットとか、あるいはトランポリンとおっしゃいましたか、支えるだけでなく、押し上げるようなことも当然やる。それも含まれているわけですね。

高嶋政策企画部長 ここはもう少し単語を合わせたほうがいいのかもしれません。1つ目はユニバーサルということが言いたくて、下は「和」と絆ですかね。何遍も同じことを違う表現にしているのがややこしいと。

土山委員 「置き去りにされることがない社会」で切ってしまって、新しい三角をつくらせて、「府民の絆や結びつきによって」という3つにしてしまうというのは。

佐藤委員 それも手ですね。ただ、1番目の三角が基本的には積極的に参画して自らのまちづくりをやる人に向かって言っているのでしょう。そればかりではなくて、そうじゃない人についても仲間だよということを2番目で言おうとしているのですよね。だから、これは対なんですよ。だから、後ろの書きぶりがちょっと稚拙だといえば稚拙かも分からないけれどもね。だから、上のほうはそんな人は余りいないかもしれないと吉田委員はおっしゃっていたけど、積極的に参画して、自分たちのまちについては一生懸命まちづくりを考えましようという人たちに頑張れよと言っている言葉ですよ。2番目は、そんな人ばかりじゃないに決まってるやんというところにも府はちゃんと目配りしていますよ。一緒に作っていきましょうねというメッセージなんですよ。

吉田委員 上から目線ですね。

佐藤委員 しょうがない。ここは多少。

吉田委員 多分最初の含んでいるものの違いだと思います。たとえ車いすであろうとベッドで生活する人であろうと、参画することはできるわけですよ。

高木座長 ユニバーサルであれば。

吉田委員 そうです。だから、その人とこの人と分けてしまうのは余りよろしくない。

佐藤委員 ユニバーサルは分けないことやものね。

吉田委員 そうなんです。だから、どんなに状態であっても、その人が参画できる機会保障がなければユニバーサルではありませんし、その次としてこれを持ってくると、明らかにここで府民が線を引かれているんですね。こっち側の人とこっち側の人というふうに感じてしまうんです。

佐藤委員 確かに線を引いて考えていますよね。

吉田委員 理想論ですけど。

土山委員 ただ、その意味ではここで書いているのは、私もこれはいいかなと思って、これはというのは、ここでは目指す社会の姿になっているんですね。だから行政と市民の関係とか行政と市民はこうあるものというよりは、わりと社会はこういう社会を目指しますというふうになっているので、その意味ではその部分、行政はこういう役割だからその役割をわきまえるというよりももう少し幅広の社会像の話が入り込んでいるんですよ。なのでこういう表現になっている。

佐藤委員 うまいと思ったんだけどな、置き去りにされることがないようって。

吉田委員 弱い立場とか置き去りと言った時点で、それはサービスの受け手だけを指すような言い方に。この辺はどうでしょうかと座長にお伺いを立てているんです。

高木座長 これは伝統的な、福祉というのはどうしてもそういう弱い人だからというフィクションがあったんですね。

土山委員 セーフティーネットにひっかかる人とひっかからない人、セーフティーネットで支えるべき人と、セーフティーネットの範疇に入らない人がいるというのは認めてもいいんですね。

吉田委員 それはそうです。ただ、それをこの人はいつも受け手じゃなくて、この人は別のセーフティーネットではひょっとしたら担い手かもしれない。そこが前段と、1つ目と2つ目がえらい線引きを感じてしまうということです。

佐藤委員 ちょっと本質的な部分になるな。

丘委員 それはさっき出たユニバーサルの考え方の差やと思うんですね。多分この置き去りにされるという単語がインパクトがあるんですよ。

吉田委員 弱い立場とか置き去りにされるというのが、行政的には絶対セーフティーネットで守らんならんところなんですよね。

丘委員 きれいな言葉で言うと、そういう弱い立場の人たちも参画、意見が反映されるようなという表現だったと思うんですね。置き去りにされるというのは非常にインパクトがあって、ニュースで言うたら見出しになるような感じのリアルさが。

土山委員 「低下等が生じる状況のなかで、府民が健康で文化的な最低限度の生活が送れる」にしましょうか。

佐藤委員 だから、安全に書こうと思ったら幾らでも書けるので、それはおもしろくなるんです。

土山委員 この後で多様性というのが出てくるから、その部分はちょっとあるのかなと思ってるんですけども。やっぱりおっしゃられるようなインパクトというのは当然あるというのは私も分かりました。

佐藤委員 これはだから実は2色に分けたメッセージにすること自体がよくない、そんな感じなんですね。そういう意味では多様な人々に多様な参画の可能性を保障しつつ、どうなのかな。

吉田委員 前段がユニバーサルで、下が「和」なんですね。その「和」が今ちょっと不定型なものですから。

佐藤委員 その意味では、先ほどの土山案のように、切る場所を「和」のところだけ独立させて、市民を二分しているかのような言い方の後段の部分を消してしまうということですね。

土山委員 「府民の絆や結びつきによって」から最後の「社会」までを「和」の部分にしまして、前段のところは多様性。

佐藤委員 それを生かして、置き去りにされる人を対象に何か考えるという部分はやめる。多様性という中にそれを全部含めるという言い方になるのかもしれませんがね。

土山委員 そういうセーフティーネットとしての部分は行政のする基本のこととしてこちらに置いておいて。

佐藤委員 それは別のところに書くから。

土山委員 出てきますから、社会像自体はユニバーサルの社会像と社会像を今のような形で書く。

佐藤委員 それですっきりする。確かに違和感があるのはありますね。どうでしょうか。

丘委員 置き去りにされることがない社会。どうしても続けると何か府民の絆と、また府民に持ってくる。

土山委員 だから、切り出すとすると「府民の絆や」以降を「和」として切り出して、その前段は逆にもうなしにしてしまう。

高木座長 ちょっと安易かもしれませんが、真ん中を削るというのはいかがですか。「状況の中でも府民の絆や結びつきによってそれぞれの多様性を受け入れ、お互いに支え合い共生することのできるつながりや一体感のある社会」。

佐藤委員 ハンディキャップ層を意識した言い回しを全部で削ってしまう。

高木座長 「厳しい環境や弱い立場にある府民が置き去りにされることがないように」を取る。いかがでしょうか。

佐藤委員 最初にこれに書かれた人の意図とはちょっと違うかなと思いますけどね。

高嶋政策企画部長 実際絆で支えるのは、ハンディキャップの方だけじゃないですね。例えば地域の安心・安全とか、子どもさんをみんなで見守るとか、そんなこともあると思いますし、赤ちゃんの子育てもみんなでアドバイスしながらとかそういうこともあるでしょうから、これに特定するのは余り適当じゃないかもしれませんね。

土山委員 すみません、細かいですけども、「サービスの低下が生じる状況のなかで」の後になるのは、さっきの「和」の代言なんだとするとちょっと。

佐藤議員 低下するから「和」でやれ。

土山委員 そうそう、あとは「和」でよろしくみたいな、それはちょっと厳しい。こういう状況にあるということをごく切り出して別に、このこと自体の認識は必要なんだと思うんですね。

丘委員 言葉が否定的なんですよ。だから、逆に全部文面を肯定的に変えてしまうとか。

土山委員 もし残すのであれば、こういう社会状況があるんだということをもう少し別のくくりにするか、今丘委員がおっしゃられたようにもう少し。「和」のところは直接的には「府民の」以降のところがすごくきれいにできているような、本当はそういうことなのかもしれないですけども、これだとサービスが低下するからあとは「和」でみたいなそういうところになるので、それは逆に本意ではないのじゃないかなというのがちょっとあるんです。

内藤企画総務課長 社会情勢のところは実は2ページの下に書いていますけれども、もう少し前文の前段のほうで書いてはどうかなと、地方分権とかこういった社会情勢については。

土山委員 白丸の1項目の後ろぐらいのところですかね。

内藤企画総務課長 という思惑ではあったんですけども。

佐藤委員 だったら要らないね。

高木座長 そしたら、後ろだけ残しますか。「府民の絆」以降だけを残す。そうしますか。それで、状況のほうはどこか別のところで書いていただくということで。

吉田委員 それはぜひ書いていただきたいです。

土山委員 こういう状態にありますよということは必要だと思いますので。

高木座長 では、認識のほうはとところ別のところで書いていただくことにして、イメー

ジのところは、1つ目がそれぞれが参加、貢献する、生かされている。後半は絆や結びつきによって多様性を受け入れ、支え合い共生するということによってよろしいでしょうか。

ありがとうございます。大分時間がたってまいりましたが、それではユニバーサルと共生に戻りますが、これはよろしいですね。それから住民自治を尊重する府政という言い回しですが、これは前からこうなっていましたか。住民自治という言葉キーワードにしていますかね。「現地・現場において、府民や地域の活動を尊重し、支え、拡げることにより、主体的で自立した府域を実現する府政」、内容的にはもちろんこれを議論してきたんですね。5ページにあるイメージ図で、ユニバーサルと「和」共生というのがまず上にあって、その下にあるんですね。地域力の再生・ソーシャルキャピタル、そのバックといえますか、基礎に住民自治、これが府民が主役の府政運営だという整理ですね。主体的で自立した、これは団体自治じゃないかという気がするんだけど。こういうふうに思うのは法律家の悪いくせですかね。

佐藤委員 恐らく。

土山委員 こだわっていただいていると思います。

高木座長 「住民の意思を尊重する」、それは同じことかな。

高嶋政策企画部長 ここが変わりましたのは、前は「府民や地域の活動と積極的に連携し」という書き方をしていたんです。ただ、行政の役割は連携することでなしに、府民の皆さんがそれぞれに幸せな生活を送っておられる。セーフティーネットを張ったり、それを支えたりということだろう。それがこういう表現に変わったということです。

高木座長 確かに3つにまとめるというのは無理難題でしたので、これはやむを得ないですかね。それで連携のほうは3番のほうで拾っているわけですね。「多様な主体の連携・協働による府政」ということで、市町村、府民、民間団体、多様な形で地域課題に的確に対応した公共活動を構築し、府民福祉の向上を図る。

吉田委員 「構築し」ですか。府政が公共活動を構築するんですかね。

高木座長 構築というのは。

高嶋政策企画部長 堅いですね。展開とか「進め」とか。

吉田委員 「協働によって」が頭にあるので、これが京都府さんだったらそれでいいですけれどもね。

高木座長 活動を構築しというのはちょっと分かりづらいですかね。

吉田委員 公共活動って民間も入っていますよね。それを「京都府サイドに構築し」では。

佐藤委員 「推進し」かな。

高木座長 公共の役割を担う、つまり公共活動というのは行政だけではなくて、民間でもやるということですね。そしたら、府政のほうは単に「地域課題に的確に対応し」と言えればいいんですかね。的確に対応し、福祉の向上を図ればいい。

吉田委員 連携と言っているのに、府サイドに民を取り込んでいくような。

高木座長 構築というのはまさにオーガナイズするという気持ちがここに込められているわけですね。

吉田委員 構築というと何か京都府さんが作られて。

土山委員 連携・協働によって、地域課題に。

吉田委員　こだわるところでなかったら、座長、そう言ってくださいね。すみません。

高木座長　大事なことで、最後は言葉が命ですから。

佐藤委員　これは確かに民間の活動を普遍にはめ込む発想ですので、これは考えないかん。

高木座長　言葉には気持ちというのがどうしてもにじみ出るので、それは大事なんですけどね。

吉田委員　一緒にやっていただくのはありがたいんですけど、組み込まれると身動きが取れなくなりますので。

高木座長　カタカナを使っちゃいけないからつらいんですね。「アレンジし」とか言えばそれでいいんだけど、それは使えないということですから。

佐藤委員　「調整し」かな。

土山委員　公共活動が豊かに展開される府域の実現を目指す。

高木座長　「連携・協働によって、地域課題に的確に対応した公共活動が豊かに展開される府域を目指す」。

土山委員　多分「的確に対応した」が入ると、行政としては的確に対応しないといけなのですが、府民活動は特に的確でなくても、ニッチなニーズもどんどん拾い上げていただければいいので、地域課題に対応した公共活動が豊かに展開される府域を目指す。

高木座長　「府域を目指し、府民福祉の向上を図る」でいかがでしょうか。

丘委員　スムーズに運営されるというのがありますよね。

土山委員　公共活動はもめてもいいんです。大丈夫です。けんかするほど仲がいいみたいな。

高木座長　整理しますと、「連携・協働によって、地域課題に対応した公共活動が豊かに展開される府域を目指し、府民福祉の向上を図る府政」。

土山委員　公共活動が豊かに展開されることは府民福祉の向上につながるということですね。

佐藤委員　主体と客体を同化して受動態にしていくという、法の構文としては考えられないような。

土山委員　連携・協働は相手の要る作業なので。

佐藤委員　宣言的条例ですから、これですよね。

土山委員　特にお相手のいるところはそういう言い方でいいんだと思います。

高木座長　分かりました。それでは次に進ませていただきますが、問題は5つの基本原則でして、ここに1番から5番まであります。このカタログ自体は変わってないのですが順番が前回と変わっておりますので、事務局からもう一度変わった趣旨を御説明いただけますでしょうか。

内藤企画総務課長　特に大きなこだわりはないのですが、まずはやはり府民に対してビジョンを示すという一番大きなものを持ってきて、あと何点かという形ではどうかということです。

高木座長　前は今の1番は5番目だったんですね。それが頭に動いてきた。これが全体のつくり方として、単に手続を書くのではなくて、ビジョンがあって、その中身、価値というものを打ち出すという基本条例にしたいということですね。それにあわせて、原則

としてまずビジョンを示し、安心と活力の向上を支える府政というのを目指すという宣言をして、そのための手段として参画・協働、それから情報の共有、そして地域、現場主義、そして連携・協力、こういうつくりになっているんですけども、中身はよろしいでしょうか。1番のところに効率的・効果的というのが出てくるのですが。

土山委員 行政はそれでいいんじゃないですか。

高木座長 ここは行政の中身だから、「効率的・効果的な事業の実施や財政規律による、安定的で持続可能な、自立した行政運営の確立」ということですね。力強い行政運営というまとめになっております。それから2番が「参画と協働を尊重し、支える府政」ということです。③ですが、「よく見える、信頼される府政」というところで、情報の共有、コンプライアンス、法令遵守、あるいは個人情報保護というものを盛り込んでいるということです。

高嶋政策企画部長 特にこれまでは情報公開とか提供で結果を見ていただくという情報共有が多かったんですが、今はむしろこういうことでやりますよという予定から、今こういうふうに進んでいますよということ、あるいはこういう会議の審議の途中、そういうことを明確にしていきたいと思います。

高木座長 いかがでしょうか、お気づきの点がありましたら御指摘をいただければと思います。

吉田委員 ②の二つ目の黒三角ですが、「置かれた環境」の置かれたというのは、府民一人ひとりが置かれている環境ということですね。

高木座長 という意味ですね。

丘委員 何が引かかるのでしょうか。

吉田委員 違和感があります。

土山委員 「置かれた」はなくていいかもしれませんね。引っかけりを分析すると多分いろいろあるのかなと思いますので、例えば本人の意思ではないみたいなことだとかありますので。

吉田委員 いろんなものがありそうな気がしますね。

佐藤委員 意味があやしい言葉は除いたほうがいいかもしれませんね。

土山委員 「置かれた」を除いても文意は通じますので。多分忙しくて参画できない人はそれはそれでいいじゃないか、それはそれで批判するべきではないということで置かれた環境というのが出てきたと思いますので、「置かれた」を除いても文章としては問題ないので。

高木座長 では、ここは取る。「環境や立場に応じて府民の意思で誰もが参画・協働でき、その個性や能力が生かされる行政や地域づくりの確立」。よろしいでしょうか。

丘委員 端々で出てくるので、個性と能力ということはそのとおりなんですけど、もうひとつ個性というのがない人を考えたら。

吉田委員 個性はみんなにありますから。

丘委員 それこそユニバーサルに広がっていく。

佐藤委員 個性がない人はいまして。個性がないというのも個性だったりして。

土山委員 能力主義じゃないかということですかね。能力がある人という言い方になっているんじゃないかと。

丘委員 例えば個々の魅力という言葉がいいのかなとか思ったりもするんですけども。魅力はあなたの中にある。

土山委員 それぞれの魅力が生かされる。

佐藤委員 魅力というのな。

吉田委員 その人がそのまま持っている能力というような使い方はNPOなんかではよくしますね。能力というのはあるほうばかりを考えるんですけど、そのまま持っている能力というのがたくさんあって、それは見えてないですね。上のほうの能力だけを意味するから余りよろしくないのかもしれないですね。

佐藤委員 能力を魅力にすると、魅力のない人間というのが。

吉田委員 ここは能力で。

丘委員 さっきの置き去りにされたとか。

土山委員 能力というところある人を対象にしているんじゃないかという印象がつく。

高木座長 点数をつけるようなイメージがあるということですかね。

吉田委員 反対に、みんなが持っているという発想ですね。生かせる場がないだけで。

高嶋政策企画部長 ここは少し難しくて、我々も悩みますけど、個人主義は困るわけですね。ほかの府民の皆さんとの公平感、思いやりがないのは困りますので、そこはちょっと表現できていませんけど、それから社会の一員としてのある義務というか、責任は果たしていただかないと、例えばごみをそこらにほかさないでくださいとか、これは行政として当然お願いというか、言わなければいけないことですし、人権は尊重してもらわないとだめだとか、そんなことはあるんですけど、そういうところの書きぶりが、ここはちょっと難しいんです。またちょっと御議論いただきたいと思います。どうしても権力行政的なこと、それはもちろん府民の幸せを守るために我々に負託されただけのことでありますから絶対のものではないと思います。そこら辺はちょっと議論して、中でも悩んでいるようなところでございます。

土山委員 この文脈だと、「参画・協働でき、それが生かされる」ではだめなんですか。

佐藤委員 「それ」が指しているのは。

土山委員 「参画・協働」です。だから、参画・協働した結果じゃなくて、その人の個性とか能力とか魅力が生かされるという文章構造も。

佐藤委員 別にそこは独立してないんですね。

土山委員 だからもしそれであれば、多分三角の1番のところは「市民一人ひとりの能力や個性を尊重し」という言い方が入っているべきだったのかな。ただ、そこで言う能力は個性というのは、今丘委員がおっしゃられたような誤解の種があるので考えなければいけないなというところがあると思いますけど、一人ひとりというのがそれで入っているのであれば、「市民一人ひとりを尊重し」というところでそれは入っている。2つ目の三角のほうはその人たちが自分の意思で参画・協働していくから、その参画・協働が生かされる行政や地域にしましょうねというふうに区分けできるかなと。

丘委員 個性や能力は尊重されるものなんですよ。

土山委員 「府民一人ひとりの尊重」というのが最初のところに内包されているかなと。

佐藤委員 いいんじゃないですか。どうですか、専門家として。

高嶋政策企画部長 1番と2番目とは分けて書いている。2つ目は参画・協働にポイント置いて、1つ目は尊重。

佐藤委員 どんどんコンセプトを緩くしていく。

土山委員 削ってませんから。役割分担で。

佐藤委員 今のはすっきりしていましたね。

高木座長 確かに理念のところで個性や能力が生かされるというふうに書いてあるわけだから、ここでは土山委員がおっしゃるように「参画・協働でき、それが生かされる」というふうに言えば意味は通じる場所ですかね。この参画・協働の結果、どのように個性や能力が生かされていくかどうか、やってみないと何とも、これは保障の限りではないということですね。それはそうかもしれない。

土山委員 多分その参画のプロセスの中で広い意味での個性や能力が生かされるのだろう。だから生かされた結果が参画・協働の成果である。

高木座長 成果があるとは限らないということですね。そこが難しい場所ですね。

丘委員 2ページのユニバーサルのところにある個性や能力を発揮できるというのはすっきりするんですね。生かされるとなるとちょっと何か。

土山委員 府民の個性や能力を生かして、誰もが参画・協働できというふうにする手もあるんですけど、ごちゃごちゃしますね。先ほどので。

高木座長 それではここは頭の「置かれた」というのを取り除くということと、「その個性や能力」というのを単に「それが」にするということによろしいでしょうか。

随分時間を取ってしまいましたので、ほかにお気づきの点がなければ、細かい点はあとは事務局との調整にお任せいただくということで、大枠はこういう形で御了承ということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ほかにも特にお気づきの点がございましたら。

吉田委員 ④の最後のところを少し事務局のほうで御一考いただけたらと思います。

佐藤委員 これは今までの議論の線に沿って直そうということですね。

高木座長 それでは、この報告書の検討につきましては終わったということによろしくうございましょうか。

それでは、残りについて事務局のほうからお願いします。

内藤企画総務課長 それでは、今後のスケジュールということで、資料4を御覧いただけますでしょうか。本日は第6回目の検討委員会ということでございます。先ほどいろいろと御意見をいただきましたので、その御意見に基づきまして一応案を修正させていただきましたと思います。その案につきましては委員会を開く時間的余裕も余りございませんので、まことに恐縮なんですけども、一応持ち回りといいますか、メールあるいは手紙等の方法でお示しさせていただいて、また御意見をいただいて、最終的には中間報告を確定していきたいと思っております。それにつきましては、6月24日から府議会の定例会が開かれますので、その会期中に府議会のほうにも報告をしていきたいと思っております。

また、7月中下旬からは、この間から御案内させていただいております府民交流会が始まります。資料5を御覧いただきたいと思いますが、7月19日の中丹、舞鶴市での交流会を皮切りに、京都市内2回も含めまして6回開催されることになっております。委員の皆さんにもお願いをしております、中丹には佐藤委員、丹後には高木座長、南丹には高木

座長、山城には土山委員ということで、一応そこまではお願いしておりまして、9月6日につきましても高木座長の日程が今のところ御都合がいいようですので、お願いをしたいと思います。なお、最終回の京都市の2回目につきましても、10月中旬ということでまだ最終確定はできておりませんので、また後ほど御案内をしたいと思います。各回とも200名程度府民の方に参加いただきたいと思いますと考えておりまして、知事、それから各地域の市町村長、それから明日の京都ビジョン懇話会の委員の方、それから当検討委員会の委員の皆様に加わっていただきたいというふうに思っております。

そういった府民交流会の中でまたいろんな意見が出てくるかと思っておりますので、そういった意見も吸収しながら、最終報告に向けて議論を進めてまいりたいと思っております。その過程でまた専門部会もお願いしたいと思っております。検討委員会のほうは9月下旬に開催を予定しております。また日程調整をさせていただきたいと存じております。最終報告が出ました後は、今度は具体的な条例の検討というふうに作業を進めていきたいと思っております。

また、お手元にお配りしているビジョン懇話会の資料につきまして若干説明をさせていただきます。ビジョン懇話会の検討状況、審議状況の次に専門部会ということで記載させていただいているA4の縦長のやつですけれども、専門部会という資料があると思います。ビジョン懇話会のほうで今週の月曜日から各分野に分かれまして専門部会を開催しております。文化・環境、産業・労働、福祉・医療、教育・学習、安全・基盤ということでそれぞれ分かれて入っていただいております。高木座長には安全・基盤の座長ということでお願いをしております。この専門部会の進め方につきましては、その次の資料の横長のパワーポイントの資料になりますけれども、そちらのほうに概要を書かせていただいておりますので、御覧おきいただきたいと思います。さらにその専門部会のほうで検討する資料ということで、これも横長になりますけれども、検討事項一覧というのがございます。こちらのほうはビジョン懇話会で座長の私的なとりまとめということで中間とりまとめというものが出ておりまして、資料にもつけておるんですけれども、そこで盛られました検討を専門部会のほうに依頼する事項に加えまして、府庁内の各部局からこういった議題ではどうかということも含めまして、それぞれの各部会ごとに検討事項を整理させていただいているものであります。今後、この検討事項に従いまして各部会を秋までに4回開催いたしまして、具体的な長期ビジョン、中期計画の内容について議論していくことになっております。ビジョン懇話会の骨子につきましても、大体秋に向けて検討を進めていくことになっております。またこちらのほうの動きも御報告させていただきまして、反映すべきものは条例検討の中にも反映していきたいと考えております。

高嶋政策企画部長 少々補足させていただきますが、この横長の資料でございます。5つの分科会ごとに、右から2つ目の枠のところに提案部局等ということが書いてございます。そこに座長中間とりまとめとありますが、これは向こうの懇談会でこういうテーマをぜひ議論しましょうということで、例えば低炭素社会を実現するための京都ならではの先進的方策、そういうようなことをいろいろ挙げていただいたんですけれども、各部局は各部局でぜひこういうことを私たちが悩んだり考えている部分なので、ぜひ専門部会で議論いただきたい。例えば上から3つ目の文化環境部でしたら、いわゆる循環型社会ということについても御議論をぜひいただきたい。それから農林水産部ですと、やっぱり食とか環境

を守るための農地とか農林とか、そういうふうな今の地域のいろんな問題をどういうふう
に環境にやさしい社会にしていくか、あるいは守っていくかということをぜひ議論してほ
しいということで、委員の皆さんとキャッチボールする材料として提案があったものでご
ざいます。

高木座長 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、この会としましては9月下旬ということになりますので、しばらくお休みを
していただいて、英気を養っていただいて、また活発な御意見をいただければと思います。

本日は司会の不手際でバタバタいたしましたけれども、いただいた意見を生かせるよう
に事務局と打ち合わせてまいりたいと思います。よろしくようお願いいたします。どうもあり
がとうございました。